

オリックス・クレジット株式会社保証付カードローン「プレミアム」カード規定

第1条(カードの発行)

1. カードローンカード(以下「ローンカード」という)は、カードローン契約(以下「ローン契約」という)に基づいて北伊勢上野信用金庫(以下「信用金庫」という)が発行するものとします。
2. ローンカードの発行にあたっては、信用金庫の定める発行手数料をいただきます。

第2条(カードの利用)

ローンカードは、信用金庫および信用金庫の提携先の現金自動支払機(CD)および現金自動預入支払機(ATM)(以下両者を総称して「自動機」という)を利用してローン契約の貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻し」という)に利用することができます。

第3条(自動機による払戻し)

1. 自動機を利用して払い戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による払戻金額は信用金庫(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた範囲内とします。なお、払戻金額と第4条1項の自動機利用手数料金額の合計額が利用限度額を超えるときは、払戻しはできません。

第4条(自動機利用手数料)

1. 自動機にローンカードを挿入し、自動機を利用して払い戻すとき、もしくは自動機を利用し入金したときは、信用金庫(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という)を自動的に貸越します。
2. 提携先の自動機利用手数料は自動機利用日付をもって提携先に支払います。

第5条(自動機故障時等の取扱い)

1. 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、信用金庫が定めた金額を限度として信用金庫本支店の窓口でローンカードにより払い戻すことができます。
2. 前項による払戻しを受ける場合には、信用金庫所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証番号を記入の上、ローンカードとともに提出して下さい。

第6条(カードの紛失、届出事項の変更等)

1. ローンカードを紛失したときまたは氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、信用金庫は責任を負いません。
2. ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は信用金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第7条(暗証番号等)

1. 信用金庫が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払い戻した場合には、信用金庫は、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害について責任を負いません。
2. 信用金庫が窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払い戻した場合にも前項と同様とします。

第8条(解約等)

1. カードローンを解約する場合にはローンカードを信用金庫に返却して下さい。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など信用金庫がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、信用金庫からの請求があり次第直ちにローンカードを信用金庫に返却して下さい。

第9条(譲渡、質入れの禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

以 上
2020 年 4 月 1 日 制定